

## 1 監査の準拠基準

久喜市監査基準

## 2 監査の対象

企画政策課、アセットマネジメント推進課、市政情報課、資産税課、交通企画課、消防防災課、環境課、障がい者福祉課、新型コロナウイルスワクチン対策課、子ども未来課、すみれ保育園、中央保育園、道路建設課、栗橋総合支所総務管理課、鷺宮総合支所総務管理課、出納室、水道事業（上下水道経営課、水道施設課）、下水道事業（上下水道経営課、下水道施設課）、監査委員事務局、栗橋幼稚園、学校給食課及び生涯学習課における令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された財務に関する事務

## 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等に主眼を置いて監査した。なお、補助金の支出については、特に重点を置いて監査を実施した。

## 4 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票等について、証憑突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

## 5 監査の期日

令和5年11月6日、8日、15日、16日、29日

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを共通着眼点として監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。